

添付法令資料 3 :

インフラストラクチャーの供給における政府と事業体との協力プロジェクト取引の
準備及び実施のための便宜に関する 2020 年 11 月 18 日付インドネシア共和国
財務大臣規則 No.180/PMK.08 (目次)
同月 23 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	便宜の原則、意図及び目的 (第 2 条)
第 3 章	受益者の基準及び活動範囲 (第 3 条ないし第 5 条)
第 4 章	便宜資金 (第 6 条)
第 5 章	便宜の提供及び実施手続
第 1 節	便宜の申請 (第 7 条)
第 2 節	審査及び承認 (第 8 条)
第 3 節	便宜承認書 (第 9 条)
第 4 節	便宜の実施 (第 10 条)
第 1 款	大臣により優先される KPBU (政府と事業体との協力) プロジェクト及びその他 KPBU プロジェクトのための便宜の実施 (第 11 条ないし第 13 条)
第 2 款	国有事業体に対する特別な職務を通じた便宜の実施 (第 14 条ないし第 16 条)
第 5 節	国際機関による製油所 KPBU プロジェクトのための便宜の実施 (第 17 条ないし第 23 条)
第 6 節	便宜期間 (第 24 条)
第 7 節	成果物
第 1 款	成果物の編集、引渡し及び受領 (第 25 条)
第 2 款	成果物のレビュー (第 26 条及び第 27 条)
第 3 款	成果物の使用 (第 28 条)
第 6 章	PJPK (協力プロジェクト責任者) の責任 (第 29 条)
第 7 章	回復 (第 30 条)
第 8 章	便宜の終了 (第 31 条)
第 9 章	訓練 (第 32 条)
第 10 章	指導及び監督 (第 33 条)
第 11 章	経過規定 (第 34 条)
第 12 章	終則 (第 35 条及び第 36 条)